

13

地方消費税

この税金は、消費税（国税）と同様に、商品の販売、サービスの提供などの対価を得て行う取引に対してかかるものです。

納める人

- ・ 国内取引……………製造、卸、小売、サービス等の事業者
 - ・ 輸入取引……………外国貨物を保税地域から引き取る者
- ※保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。

納める額

区分	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から	
消費税（国税）	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税	1.7% 【消費税（国税）の17/63】	2.2% 【消費税（国税）の22/78】	1.76% 【消費税（国税）の22/78】
合計	8.0%	10.0%（標準税率）	8.0%（軽減税率）

※軽減税率制度の対象は、酒類・外食を除く飲食品、週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）です。

申告と納税

- ・ 国内取引に係る地方消費税（「譲渡割」といいます。）は、当分の間、消費税（国税）と併せて国（税務署）に申告・納付します。
 - ・ 輸入取引に係る地方消費税（「貨物割」といいます。）は、消費税（国税）と併せて国（税関）に申告・納付します。
- ※詳細については、最寄りの税務署又は税関にお問い合わせください。

都道府県間の清算

- ・ 納められた地方消費税は、消費に関連した基準によって都道府県間で清算されます。この清算を通じて、地方消費税は最終消費地の都道府県の収入になります。

市町村への交付

- ・ 上記の都道府県間の清算を行った後の金額の2分の1が、人口及び従業者数に応じて各市町村に交付されます。
- ※地方消費税の引上げ分に係る市町村への交付金は、社会保障のための経費に充てられるので、全額人口に応じて交付されます。

地方消費税のしくみ 消費税率10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）の場合

